

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年11月30日京都市条例第25号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により，次のとおり，職員の給与の減額措置について，その期間を延長するとともに，課長補佐相当の職以下の職にある職員の給料を減じる割合（以下「減額割合」という。）を改定することとしました。

1 職員の給与の減額措置に係る期間の延長

(1) 給料及び地域手当

改正前	改正後
平成22年3月31日まで	平成23年3月31日まで

(2) 期末手当

改正前	改正後
平成21年12月までの間に支給するもの	平成22年12月までの間に支給するもの

2 課長補佐相当の職以下の職にある職員の減額割合の改定

対象となる職員		改正前	改正後
(1)	課長補佐又は係長相当の職にある者	100分の3.5	100分の2.8
(2)	(1)に掲げる者以外の者	100分の2.5	100分の1.8

この条例は，平成21年12月1日から施行します。

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年11月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第25号

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「平成21年1月1日（第4号及び第5号に掲げる職員にあっては、同年7月1日）から平成22年3月31日まで」を「平成21年12月1日から平成23年3月31日まで」に改め、同条第4号中「100分の3.5」を「100分の2.8」に改め、同条第5号中「100分の2.5」を「100分の1.8」に改める。

第3条中「平成21年1月1日から平成22年3月31日まで」を「平成21年12月1日から平成23年3月31日まで」に改める。

第4条中「平成21年6月」を「平成21年12月，平成22年6月」に改める。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)